

「花もみもある福島市」共通ロゴ使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が持つ豊かな四季等の魅力を内外にアピールすると共に、郷土への誇りの醸成を図るため福島市が定めた「花もみもある福島市」共通ロゴ（以下「共通ロゴ」という。）の使用取扱に関し必要な事項を定める。

(申請)

第2条 共通ロゴを使用しようとする者は、あらかじめ福島市ロゴマーク等使用許可申請書（様式第1号）又は福島市ホームページ上の「福島市かんたん申請・申込システム」により申請を福島市長（以下「市長」という。）あて提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用する場合。
- (2) 報道機関が報道及び、広報の目的で使用する時。
- (3) その他、市長が適当と認めた場合。

(使用の範囲)

第3条 市長は前条の規定により申請書の提出があった場合は、審査の上内容が適正と判断される場合は、「花もみもある福島市」共通ロゴ使用許可書（様式第2号）により共通ロゴの使用を許可するものとする。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は許可しない。

- (1) 福島市の品位を傷つける、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 共通ロゴを定めた趣旨に沿わないと認めるとき。
- (3) 法令あるいは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他、市長が共通ロゴの使用が不相当と認めるとき。

(使用の遵守事項)

第4条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、共通ロゴを使用するに当たり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的及び用途のみに使用すること。
- (2) 指示された色、形状、形式等を正しく使用すること。

2 市長は、共通ロゴの使用について前項に該当すると認めるときは、その使用許可を取り消すことができるものとする。

(使用許可期間)

第5条 使用許可期間は、許可した日の属する年度内を期限とする。

(申請内容の変更)

第6条 使用者が、許可を受けた内容を変更しようとする時は、事前に市長と協議しなければならない。

(使用料)

第7条 原則として無償とする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、共通ロゴの使用取扱について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月29日から施行する。